事　務　連　絡
令和３年６月１７日

各都道府県
　財政担当課
　市町村担当課　　御中
　地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
協力要請推進枠等の執行手続について

各都道府県におかれては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における協力要請推進枠及び即時対応特定経費交付金（以下「協力要請推進枠等」という。）を活用した協力金の支給により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく営業時間短縮要請などの感染症対策に取り組んでいただいているところです。

協力要請推進枠等の執行手続の取扱については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱の変更等について」（令和３年４月３０日付事務連絡。以下「４月３０日事務連絡」という。）においてお知らせしたところです。

今般、地方公共団体における協力金の支給状況や追加交付決定の御要望を踏まえ、８月に交付決定する機会を設けることを検討しております。つきましては、下記のとおり資料の提出をお願いします。

都道府県におかれましては、協力金の支給を実施する貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

１　協力要請推進枠等の限度額算定基礎資料の提出について

協力要請推進枠等の交付決定については、４月３０日事務連絡においてお伝えしていたとおり、６月下旬及び９月下旬に交付決定の予定としていますが、これに加えて、協力金の支給状況を踏まえた上で、８月に交付決定する機会を追加することを検討しております。つきましては、協力要請推進枠等を活用している地方公共団体においては、４月３０日事務連絡２（２）に沿って限度額算定基礎資料の提出をお願いします。必要に応じて、８月の交付決定に向けて交付限度額（見込み）の通知を行う予定としています。

なお、限度額算定基礎資料への記載対象は、飲食店に係る協力金とします（大規模施設等に対する協力金や酒類販売事業者に対する支援に係る分は、制度要綱の改定後に別途連絡します。）。

２　協力要請推進枠等の実施計画の提出について

８月の交付決定を希望する地方公共団体においては、実施計画の提出をお願いします。この際、特措法担当大臣との協議終了後速やかに通知する交付限度額（見込額）に基づき実施計画をご提出いただく形ではなく、４月３０日事務連絡２（２）に記載のとおり、実績額が概ね確定した段階で件数等を実績に更新した限度額算定基礎資料において算定された計画記載用限度額に基づき実施計画を提出いただくことに留意ください。

計画記載用限度額の範囲内で実施計画に記載された協力要請推進枠等の充当額について、交付決定を行う予定です。

３　限度額算定基礎資料及び実施計画の提出に係るその他留意事項

①新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県が行う休業要請・営業時間短縮要請であって、特措法担当大臣との協議を経た飲食店に係る協力金のうち令和３年６月２０日までの要請期間に係るものを対象とします。

②計画記載用限度額の算定に当たっては、飲食店に係る協力金であって、一律単価方式及び平均単価方式の場合は申請実績(件数)、規模別方式の場合は支給実績が、６月３０日までに概ね確定する分を対象とします（一律単価方式及び平均単価方式の場合は、原則として申請期間が終了した場合に実施計画の記載対象になります。規模別方式の場合は、原則として支給率(件数ベース)が９割を超えた場合に実施計画の記載対象となります)。

③上記に係る即時対応特定経費交付金及び規模別協力金の支給に係る事務費についても併せて算定対象となります。

④限度額算定基礎資料及び実施計画の提出等のスケジュールは以下のとおりです。

・実績値を反映した限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出【６月 30 日】

・計画記載用限度額を反映した実施計画を内閣府に提出（希望団体のみ）【７月７日】

※令和３年度の実施計画を提出済みの場合は、修正の上、提出してください。

・交付申請・交付決定【８月下旬】

・その後、必要に応じて概算払【８月下旬】

（参考）

	実績 概ね確定	実施計画 の提出	交付決定
今回の 手続	6 月 30 日	7 月 7 日	8 月下旬

⑤４月３０日事務連絡２（２）のとおり９月下旬交付決定の手続についても別途行う予定です。

＜関係資料一覧＞

別紙１　実施計画様式、チェックリスト

別紙２　協力要請推進枠様式の記入要領

別紙３　限度額算定基礎資料（改訂版）

※　４月 30 日事務連絡に添付したものと同様です。

【照会先】

⑴協力要請推進枠等の執行手続について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当　畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通　　03（5501）1752

⑵限度額算定基礎資料について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画２担当　　髙橋・高橋・名取・廣瀬・山野・鈴木

矢部・小林・西中・寺井

直通　　03（6257）3086

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画【協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金】

※行の挿入・削除、セルの結合は絶対に行わないこと。

（単位：千円）

都道府県名		担当部局課名		協力要請推進枠交付限度額	228,510,000	即時対応特定経費交付限度額	49,464,125	事務費限度額	1,162,350
地方公共団体名		担当者氏名		協力要請推進枠交付対象経費	228,510,000	即時対応特定経費交付対象経費	49,464,125	事務費交付対象経費	1,165,000
都道府県・市町村コード(		電話番号		協力要請推進枠配分予定額	228,510,000	即時対応特定経費配分予定額	49,464,125	事務費配分予定額	1,162,350
						配分予定額計		279,136,475	
						移替先		総務省	

令和２年度作成した実施計画についても記載の上、実績にあわせて店舗数などを修正してください（赤字）。また今回新規に記載した場合も赤字にしてください。
積算根拠は原則として事業者に支給する協力金のみ記載してください。（地方公共団体の独自の上乗せや、規模別方式以外の事務費は記載しないでください。）

規模別協力金事業に該当する場合は「規模別協力金事業」欄に〇を付けてください。

限度額算定資料で算定された「実施計画記載用交付限度額」を記入してください。

一律方式・平均単価方式と規模別方式は行を分けて記載してください。
新規に追加する場合には、一律方式・平均単価方式の場合は申請期間終了後に、規模別方式の場合は支給件数を基準とする支給率が90%を超えた場合に記載してください。

N		の概要 拠を明記）	規模別協力金事業	緊急経済対策との関係	総事業費	協力要請推進枠交付金の充当額	即時対応特定経費交付金の充当額	通常分交付金の充当額	その他財源の充当額	事務費	事業始期（例：R3.3）	事業終期（例：R3.9）	通常分交付金を充てる場合の実施計画上のNo	備考
1	事業例1 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	12/28～1/11の15日間を対象とした営業時間短縮要請に伴う協力金を支給する 時短要請に協力する飲食店に日額4万円の協力金 ・40千円×42,000店舗×15日＝25,200,000千円		①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	25,200,000	20,160,000	－	5,040,000	－	－	R2.12	R3.3	令和2年度実施計画No.5	
2	事業例2 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	【協力金事業】 1/12～2/7の27日間を対象とした営業時間短縮要請に伴う協力金を支給する 時短要請に協力する飲食店に日額6万円の協力金 ・60千円×44,000店舗×27日＝71,280,000千円		①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	71,280,000	57,024,000	13,524,200	731,800	－	－	R3.1	R3.4	令和2年度実施計画No.5	
3	事業例3 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	【協力金事業】 2/8～3/7の28日間を対象とした営業時間短縮要請に伴う協力金を支給する 時短要請に協力する飲食店に日額6万円の協力金 ・60千円×39,000店舗×28日＝65,520,000千円		①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	65,520,000	52,416,000	12,448,800	655,200	－	－	R3.2	R3.5	令和2年度実施計画No.5	
4	事業例4 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	【協力金事業】 4/1～4/14の14日間を対象とした営業時間短縮要請に伴う協力金を支給する 時短要請に協力する飲食店に日額6万円の協力金 ・60千円×50,000店舗×28日＝65,520,000千円		①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	65,520,000	52,416,000	12,448,800	655,200			R3.4	R3.7	令和3年度実施計画No.2	
5	事業例5 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	【協力金事業】 4/15～5/5の21日間を対象とした営業時間短縮要請に伴う協力金を支給する ①売上高方式 時短要請に協力する飲食店の売上高に応じて日額4万～10万円の協力金 （平均）53千円×47,500店舗×21日＝52,867,500千円 ②売上高減少額方式 時短要請に協力する飲食店の売上高減少額に応じて日額～20万円の協力金 （平均）100千円×2,500店舗×21日＝5,250,000千円 【事務費】 ・書類審査及び振込事務委託費　500,000千円 ・コールセンター業務委託費　400,000千円 ・規模別協力金のためのシステム改修費　150,000千円 ・時短要請の周知、広報費用　55,000千円 ・見回り業務委託費　60,000千円	〇	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	58,117,500	46,494,000	11,042,325	581,175	－	1,165,000	R3.4	R3.7	令和3年度実施計画No.2	
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

事務費は総事業費の外数として記載してください。

算定方式ごとに積算根拠を分けて記載し、内訳が分かるようにしてください。
規模別協力金事業は事務費も充当対象となりますので積算根拠を明記してください。